

第 1 号 島根県医療審議会会長の選任について

1. 会長の選任、部会に属すべき委員及び専門委員に関する規定について

○島根県医療審議会運営規定[抜粋]

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選されたものが、その職務を行う。

(部会)

第 7 条 審議会は、その定めるところにより、審議会の調査審議事項の一部を部会に付託するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 第 4 条の 3 項及び 4 項の規定は、部会長に準用する。

2. 会長の候補者について

審議会委員の改選があった場合、直近の審議会総会において委員の互選により会長の選任を行い、会長が各部会の委員及び専門委員を指名することとしております。

今年度は 12 月に審議会総会を開催する予定にしておりますが、12 月の総会より先に地域医療構想部会及び感染症部会を開催することとしているため、部会に属すべき委員及び専門委員の指名を早期に行う必要があり、第 1 回医療審議会総会を書面審議にて開催し、会長の選任を行うこととさせていただきました。

事前に委員の皆様へ会長の推薦について伺いましたところ、次のとおりお二人の委員の推薦をいただきました。

(推薦のあった委員)

氏 名	所属団体
椎名 浩昭	島根大学医学部附属病院 院長
森本 紀彦	島根県医師会長

両委員に会長就任の意向を確認したところ、椎名浩昭委員は承諾いただき、森本紀彦委員は辞退されました。

つきましては、椎名浩昭委員を会長に選任することについて、別紙により 9 月 11 日（水）までにご回答いただきますようお願いいたします。